

第 5 章 契約

（一般競争契約）

第 30 条 経理責任者は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、次条及び第 32 条に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより、一般競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他必要な事項は理事長が別に定める。

（指名競争契約）

第 31 条 経理責任者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、指名競争に付することができる。

（1） 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、前条第 1 項の競争に付する必要がないとき

（2） 前条第 1 項の競争に付することが不利と認められるとき

2 前項に規定する場合のほか、契約金額が少額である場合は、理事長が別に定めるところにより、指名競争に付することができる。

3 前各項の競争に加わろうとする者に必要な資格については、理事長が別に定める。

（随意契約）

第 32 条 経理責任者は、次の各号に該当する場合には、随意契約によることができる。

（1） 契約の性質又は目的が競争を許さないとき

（2） 緊急の必要により競争に付することができないとき

（3） 競争に付することが不利と認められるとき

（4） 契約金額が少額るとき

2 経理責任者は、前項に規定する場合のほか、特別の必要があると認められる場合には、理事長が別に定めるところにより、随意契約によることができる。

（複数年度にわたる契約）

第 33 条 経理責任者は、必要があると認めるときは、複数年度にわたる契約を締結することができる。

（予定価格）

第 34 条 経理責任者は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る予定価格を定めなければならない。ただし、随意契約による場合においては、理事長が別に定めるところにより、予定価格の定めを要しないと認められるものについては、これを省略することができる。

（契約の相手方）

第 35 条 経理責任者は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支出の原因となる契約のうち理事長が別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、理事長が別に定めるところにより予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手

方とすることができる。

- 2 管理運用法人の所有に属する財産と管理運用法人以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性格又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、価格その他の条件が管理運用法人にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの。）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（契約書の作成）

第36条 経理責任者は、契約を締結しようとするときは、その履行に際し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、理事長が別に定めるところにより、軽微な契約については契約書の作成を省略し、また、これに代わる書類をもって処理することができる。

（保証金）

第37条 経理責任者は、競争に加わろうとする者からその者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金（以下「入札保証金」という。）を、契約を締結する者から契約金額の100分の10以上の保証金（以下「契約保証金」という。）を納めさせなければならない。ただし、経理責任者は、その必要がないと認める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 入札保証金または契約保証金の納入は、国債又は経理責任者が确实と認める有価証券その他の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（保証金の帰属）

第38条 経理責任者は、前条の規定により納入された入札保証金（その納入に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者の納入に係るものは、その者が契約を締結しないときは管理運用法人に帰属する旨を入札の公告において明らかにしなければならない。

- 2 経理責任者は、前条の規定により納入された契約保証金（その納入に代えて提供された担保を含む。）は、これを納入した者がその契約上の義務を履行しないときは、管理運用法人に帰属する旨を約定させるものとする。

（監督及び検査）

第39条 経理責任者は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、当該契約の適正な履行を確保するため、自ら又は他の職員に命じて、必要な監督をしなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に監督を要しないと認められるものについてはこの限りではない。

- 2 経理責任者は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分の確認を含む。）をするため、自ら又は他の職員に命じて必要な検査をさせなければならない。
- 3 経理責任者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、管理運用法人の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、管理運用法人の職員以外のものに委託して行わせることができる。

（政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き）

第40条 2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについては、別に定めるところによる。